

府中市青少年問題協議会委員からのご質問

Q 多摩児童相談所での被虐待相談受理件数において、府中市の相談受理件数が増えている要因は何だと思いますか？

ご回答

府中市独自の要因は分析できておりませんが、虐待受理件数の増加は警察署からの通告件数が増加していることに加え、一般市民の関心が高まっていることも要因の一つと考えています。

また、近隣、親族、子ども本人も含めて「虐待＝児童相談所へ通告」という意識（知識）も高まっているものと考えられます。

なお、受理件数は児童相談所に寄せられた通告件数であり、児相による安全確認（調査）の結果、非該当（虐待の事実は無かった）という案件も含まれています。気になったら、引続き子家センや児童相談所へ通告いただければと思います。

しかし、子家センや児相の対応は、虐待が起きてからの事後対応（虐待を悪化させないための対応）です。

本来は保護者が虐待をしないで子育てできる環境づくり、子育て支援が望めます。今後は親子を孤立させない資源づくり、コミュニティづくりによって虐待の発生そのものを予防していく未然予防の充実が重要とされています。

Q 家へ帰せない子ども達を民間（市民を含む）で預ける場合の要件（条件）は、どのようなケースですか？

ご回答

児相が「（すぐには）家へ返せない子ども」と判断した場合は、児童福祉法第33条の規定に基づき一時保護を行います。

同条では「児童相談所長は、必要があると認めるときは（中略）児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる」とされており、児童相談所が「適当な者」と判断した方であれば、私人であっても一時保護を委託することができることになっています。

この「適当な者」の判断基準（条件）は明確に定められておりませんが、児童福祉やその周辺領域における経験や知識、あるいは倫理観（守秘義務や約束を守る等）を有している方が望めますので、東京都では事前に児相職員が面接をさせていただくことにしています。

こうした「適性確認」を終えられた方たちを登録させていただければ、緊急時にも速やかに保護委託について相談させていただける体制が構築できるのではないかと考えているところです。

地域には「子どもの助けになるなら預かってあげたいが、自分にできるか自信がない」という方が潜在されていると思いますので、そういう方を対象にした簡単な研修プログラムなどがあるといいのかな、とも考えております（まだ当職のアイディア段階ですが）。地域の皆様からもアイディアをいただけたら幸いです。

なお、一時保護委託する場合には、児相から受託者に対して一時保護委託費等が支給されます。